

別紙1 定義一覧
(第1条第1項関係)

1. 体制に関する用語

- ・ **設計企業** 基本協定において火葬炉を除く施設等及び仮設駐車場の設計を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **施工企業** 基本協定において火葬炉を除く施設等及び仮設駐車場の施工を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **工事監理企業** 基本協定において施設等及び仮設駐車場の工事監理を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **火葬炉企業** 基本協定において火葬炉の設計、施工及び保守管理を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **火葬炉運転企業** 基本協定において火葬炉の運転及び火葬を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **運営企業** 基本協定において火葬炉の運転及び火葬を除く運営業務を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **維持管理企業** 基本協定において火葬炉の保守管理を除く維持管理業務を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **解体企業** 基本協定において既存施設の解体及び撤去業務を実施する者として規定される●をいう。
- ・ **工事請負人** 施工企業及び火葬炉企業をいう。

2. 施設及び敷地に関する用語

- ・ **施設等** 本契約に従い事業者が本事業用地において整備する、新斎場、駐車場、外構、緑地及びこれらの付帯設備をいう。
- ・ **仮設駐車場** 事業者が本契約及び事業者提案に従って本事業用地又は本センター敷地において整備する、本件工事期間中に使用される駐車場及びこれらの付帯設備をいう。
- ・ **火葬炉** 施設等のうち、本募集要項等において火葬炉として整備対象とされた施設又は事業者提案において火葬炉として設計、施工、保守管理及び運転が提案された施設及びこれらの付帯設備をいう。
- ・ **既存施設** 本契約締結時に既に存在する現斎場及びその付帯設備をいい、その概要が別紙3（本事業用地等）に記載される。
- ・ **当初引渡施設等** 施設等のうち、募集要項等及び事業者提案により●●までに市に引き渡されることが予定されているもの(●●、●●、●●を含むがこれらに限定されない。)をいう。
- ・ **本事業用地** 本事業が実施される土地をいい、その概要が別紙3（本事業用地等）に記載

される。

- ・ **本センター敷地** 小田原市環境事業センターの敷地内の土地をいいその概要が別紙3（本事業用地等）に記載される。

3. 事業・業務に関する用語

- ・ **施設等整備業務** 施設等を整備することの関連業務をいい、要求水準書において施設等整備業務の内容として要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者提案によって応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- ・ **設計業務** 施設等整備業務のうち、施設等を設計することの関連業務をいい、要求水準書において設計業務の内容として要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者提案によって応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- ・ **本件工事** 設計図書に従った施設等の整備、機器・器具及び什器備品の設置、火葬炉の設置その他の施設等整備業務、仮設駐車場の施工並びに既存施設の解体・撤去その他の解体業務に係る工事をいう。
- ・ **仮設駐車場整備業務** 仮設駐車場の設計、施工、工事監理の関連業務をいい、要求水準書において仮設駐車場整備業務の内容として要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者提案によって応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- ・ **仮設駐車場管理業務** 仮設駐車場の運営、維持管理及び仮設駐車場から既存施設までの輸送・移送機能の確保等の関連業務をいい、要求水準書において仮設駐車場整備業務の内容として要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者提案によって応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- ・ **維持管理業務** 施設等の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分に発揮されるようにするための関連業務をいい、要求水準書において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者提案によって応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- ・ **運営業務** 施設等の全部又は一部をその機能を発揮して供用することの関連業務をいい、要求水準書において運営業務の内容として要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者提案によって応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- ・ **施設等供用業務** 維持管理業務及び運営業務の総称又はそのいずれかをいう。
- ・ **解体業務** 既存施設を解体及び撤去することの関連業務をいい、要求水準書において解体及び撤去業務の内容として要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者提案によって応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。

4. サービス購入料等に関する用語

- ・ **サービス購入料** 本契約の履行の対価として市が事業者に対して支払う金銭又はその金額をいう。サービス購入料は、サービス購入料 A、B 及び光熱水費相当額により構成される。
- ・ **施設等整備費** サービス購入料のうち、別紙 12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定める、施設等整備業務の対価であるサービス購入料 A をいう。

5. 期間等に関する用語

- ・ **本事業期間** 本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- ・ **整備期間** 本契約成立日から全引渡完了日までをいう。
- ・ **本件工事期間** 本件工事の着工日から全引渡完了日までをいう。
- ・ **引渡日** 第 41 条の規定に従って施設等が市に引き渡された日をいう。
- ・ **引渡予定日** 施設等が市に引き渡されることを予定する日であって、別紙 2（事業日程）に規定される日をいう。
- ・ **当初引渡日** 当初引渡施設等が市に引き渡された日をいう。
- ・ **供用開始日** 当初引渡施設等のサービスの提供が開始された日をいう。
- ・ **供用開始予定日** 当初引渡施設等のサービスの提供が開始されること予定する日であって、別紙 2（事業日程）に規定される日をいう。
- ・ **運営・維持管理期間** 当初引渡日の翌日から本契約の終了する日までをいう。
- ・ **運営期間** 供用開始日から本契約の終了する日までをいう。
- ・ **全引渡完了日** 市へ施設等の全ての引渡しが完了した日をいう。
- ・ **事業年度** 各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、初年度は本契約について PFI 法第 12 条の規定に基づき議会の議決が得られた日又は市と事業者が合意により変更した日から最初に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。

6. 書類等に関する用語

- ・ **保証書** 別紙 9（保証書の様式）の様式に基づいて工事請負人が市に提出する保証書をいう。
- ・ **設計図書** 基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- ・ **事業スケジュール** 第 4 条の定めるところに従い、別紙 2（事業日程）記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行の日程をいう。
- ・ **完成図書** 別紙 6（完成時の提出図書）に定める書類及び図面（その後の変更を含む。）をいう。

7. 募集要項等に関する用語

- ・**募集要項等** 本事業に係る募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集及びこれらについての質問に係る回答書（その後の修正を含む。）をいう。
- ・**要求水準書** 募集要項の附属資料の一部であり、本事業の実施について、市が事業者に要求する業務水準を示す図書として配布した要求水準書及びこれについての質問に係る回答書（その後の修正を含む。）をいう。
- ・**事業者提案** 募集要項等の規定に基づき、優先交渉権者が市に対して提出した提案書及び図面に含まれる本事業に関する一切の提案をいう。
- ・**基本協定** 市と優先交渉権者が募集要項等に従い平成●年●月●日付けで締結した基本協定書をいう。

8. その他の用語

- ・**PFI法** 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- ・**建基法** 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- ・**建設業法** 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- ・**支払遅延防止法** 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）をいう。
- ・**法令等** 法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- ・**不可抗力** 暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（要求水準書において基準が定められている場合にあつては、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことができないものをいう。